

農業支援外国人受入事業の新制度（特定技能制度）への段階的な移行に向けて

新制度施行
(H31.4.1)

① 新規の区域
計画の事業
認定

② 新規の特定
機関の申請
受付

③ 既存の特定
機関による
新規の人材
受入れ

指針変更

新制度による
新規の人材受
入れが開始
(特区エリア
内外の双方
に適用)

1年程度

新制度による
新規の人材受
入れに切替

通算3年

特区制度での最後
の受入れ人材

新制度に
切替※

通算5年
(計8年まで可)

※通算3年間の在留期間満了後、新制度の要件を満たせば在留資格の切り替えにより引き続き在留が可能